

「第四次薬物乱用防止五か年戦略」及び 「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」フォローアップの概要

平成29年6月15日
薬物乱用対策推進会議

■ [情勢]

- 平成28年中の薬物事犯の検挙人員は、13,841人（-46人/-0.3%）。うち覚醒剤事犯の検挙人員は、10,607人（-593人/-5.3%）と減少したが依然として1万人を超えて高水準で推移しており、大麻事犯の検挙人員は、2,722人（+555人/+25.6%）と前年より更に増加して、2,500人を大きく超えた。
- 平成28年中の覚醒剤押収量は、1521.4kg（+1089.6kg/+252.3%）と統計のある平成10年以降、過去2番目の押収量を記録し、大幅な増加となった。また、乾燥大麻押収量についても、159.7kg（+55.1kg/+52.7%）と、前年と比較して大きく増加した。
- 平成28年中の少年及び20歳代の検挙人員は、覚醒剤事犯は1,437人（-119人/-7.6%）と減少したが、大麻事犯は1,237人（+188人/+17.9%）と増加した。
- 平成28年中の覚醒剤事犯の再犯者率は、64.9%（+0.3%）であり、再犯者の構成比率の上昇は継続している。
- 平成28年中の薬物密輸入事犯の検挙人員は、247人（-44人/-15.1%）と減少した。
- 平成28年中の危険ドラッグに係る検挙人員は、988人（-288人/-22.6%）。うち指定薬物に係る医薬品医療機器法違反の検挙人員は、826人（-214人/-20.6%）と大幅に減少した。

フォローアップの概要

◎は「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」に関するもの

■ 目標1 青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

- 関係機関に対し、薬物乱用防止教室の充実開催の促進について周知し、小学校、中学校、高等学校等において薬物乱用防止教室の開催率が向上した。（実施率82.5%/+1.5%）〔警察・財務・文科・厚労〕
- 薬物乱用防止のための啓発用パンフレットや読本の活用、「政府広報オンライン」でのラジオ番組や「政府インターネットテレビ」での動画の配信等多様な媒体を用いた広報啓発活動を実施した。〔内閣官房・内閣府・警察・文科・厚労・国交〕
- 都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について依頼し、危険ドラッグや大麻等、若年層に広がりを見せる薬物を始めとする薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識や相談窓口の周知徹底等を図った。〔内閣府・警察・消費者・法務・財務・文科・厚労〕

■ 目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

- 刑事施設において刑の一部の執行猶予制度の施行に合わせ、薬物依存離脱指導の標準プログラムに認知行動療法を取り入れたプログラムを導入するなど、薬物依存離脱指導実施体制の充実強化を図った。〔法務〕
- 「依存症者に対する治療・回復プログラムの普及支援事業」により、薬物依存症に対して有効とされる認知行動療法を用いた治療・回復プログラムの普及を図った。〔厚労〕
- 「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を実施に移し、薬物処遇に関する機関・団体等の連携強化を図った。〔法務〕
- 「依存症家族対策支援事業」において、依存症者の家族に対し、認知行動療法を用いた心理教育プログラムを行い、依存症者への対応力を向上させ、依存症家族の支援を図った。〔厚労〕

■ 目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

- 徹底した突き上げ捜査等から、組織の中核に位置する者に焦点を当てた取締りを実施し、平成28年中、首領・幹部を含む暴力団構成員等5,837人を薬物事犯により検挙した。〔警察・厚労〕
- 平成28年中、麻薬特例法第11条等に基づく薬物犯罪収益等の没収規定を38人、同法第13条に基づく薬物犯罪収益等の追徴規定を201人にそれぞれ適用した。（没収・追徴額の合計は約5,071万円）〔法務〕
- 危険ドラッグの供給遮断のため、密輸入事件を8件検挙するとともに、インターネット利用による密売対策として取締りを推進し、4事件4サイトを摘発した。〔警察〕
- インターネット監視や買い上げ調査を通じて流通している危険ドラッグの把握に努めるとともに、国内流通前の物質についての情報も積極的に収集し、平成28年度で26物質を新たに指定薬物に指定した。〔厚労〕
- 危険ドラッグの事犯の減少に伴い、再び増加傾向にある大麻事犯について取締りを強化したことにより、平成28年中、大麻取締法違反で185人を検挙した。〔厚労〕

■ 目標4 水際対策の徹底による薬物の国内流入の阻止

- 密輸出入取締対策会議等を通じ、最新の密輸情勢等について情報共有を図るとともに、密輸入情報入手段階から合同で捜査・調査を進め、船舶等を利用した大量の覚醒剤密輸入事件を相次いで摘発した結果、税関における覚醒剤の密輸入押収量は過去最高の約1,501kgを記録した。〔警察・総務・法務・財務・厚労・海保〕
- 平成29年3月末時点で輸入される危険ドラッグ88物品を医薬品医療機器法に基づき輸入通関手続きを差し止め、うち22物品に検査命令等を実施し、危険ドラッグに対する輸入阻止の徹底に努めた。〔財務・厚労〕
- 原料物質に係る輸出入の動向等について、国際麻薬統制委員会（INCB）と情報交換を行うとともに、麻薬原料物質に関する貿易管理の取組状況について、輸出事業者等63社に対して講演会を実施した。〔厚労・経産〕

■ 目標5 薬物密輸阻止に向けた国際的な連携・協力の推進

- 第60会期国連麻薬委員会において、豪等と共に危険ドラッグ（NPS）に係るサイドイベントを開催して、合成薬物対策の重要性を喚起するなど、国際議論に貢献した。〔外務・警察・海保・厚労・財務〕
- 国連薬物・犯罪事務所への拠出を通じて、危険ドラッグ（NPS）対策を含むグローバルSMARTプログラム（合成薬物対策）等を実施するとともに、アフガニスタン及びその周辺地域に対する国境管理支援や麻薬取締当局への能力構築支援、代替作物開発等を幅広く実施した。〔外務〕
- アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC）を東京都内で開催し、29か国、2地域、4国際機関の参加を得て、覚醒剤や危険ドラッグ（NPS）等の薬物取締りに関する討議を行うことにより、アジア太平洋地域等における協力体制の構築を促進するとともに、関係各国等の取締能力の向上を支援した。〔警察〕

当面の主な課題

平成28年中の我が国の薬物情勢については、覚醒剤事犯の検挙人員は過去20年間で最も少なかったものの依然として1万人を超えており、大麻事犯の検挙人員は3年連続で増加し、2,700人を超えた。さらに、覚醒剤の押収量は、大量密輸事件の検挙が相次ぎ、平成11年に次ぐ過去2番目の押収量を記録するなど、国内における根強い薬物需要と供給元の存在がうかがわれる。また、危険ドラッグ事犯については、検挙者が減少し、1千人を下回るなど関係省庁による諸対策が成果を上げているが、一方で入手方法がインターネットを利用するなど潜在化が継続しており、予断を許さない状況にある。

このため、特に増加傾向が顕著な大麻事犯や、悪質・巧妙化する大口の密輸入事犯、覚醒剤事犯の高い再犯率に対して継続的な対策を講じつつ、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」に基づく総合的な取組を引き続き推進する必要がある。